

参考資料 6

農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について

平成 27 年 5 月 22 日
国立研究開発法人審議会決定

第一条 国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、独立行政法人通則法第三十五条の四、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係るものを処理することとする。

名 称	所 掌 事 务
農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法国土木研究所
林野部会	国立研究開発法人森林総合研究所
水産部会	国立研究開発法人水産総合研究センター

第二条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときは、この限りではない。

- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるとときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第三条 部会の庶務は、それぞれ次の表の右欄に掲げる課において処理する。

名 称	局 庁
農業部会	農林水産技術会議事務局技術政策課
林野部会	林野庁森林整備部研究指導課
水産部会	水産庁増殖推進部研究指導課

第四条 前三条に定めるもののほか、審議会の部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとする。